

公 示 日 : 2021 年 6 月 16 日

調達管理番号 : 21a00276

国 名 : ボリビア国

組織: 人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

調 達 件 名 : ボリビア国救急産科ケアリファラルシステム強化プロジェクト
基本計画策定調査 (母子保健)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 母子保健
- (2) 格 付 : 2 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 8 月上旬から 2021 年 10 月上旬
- (2) 業務 M/M : 現地 1.17M/M、国内 0.50M/M、合計 1.67M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	35 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 7 月 7 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 7 月 20 日 (火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	母子保健に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ボリビア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：黄熱の予防接種を推奨（標高 2,300m 以下のアンデス山脈東部の以下の地域に渡航するため）

6. 業務の背景

ボリビア多民族国（以下、「ボリビア」）は中南米・カリブ地域において妊産婦死亡率がハイチ、ガイアナに次いで三番目に高く、155（出生 10 万対）（2017 年 UNICEF）であり、貧困層とされる先住民族の女性の死亡率が特に高い。この課題に対し、当該政府は「愛国のためのアジェンダ」（2013 年～2025 年）、「保健セクター計画」（2016-2020）等を策定し、先住民等社会的弱者を含む保健医療ネットワークの拡充（UHC）と質の向上を目指し、一次レベルの母子保健に重点を置いた政策を掲げてきた。その結果、母子保健指標は改善してきたものの、妊産婦死亡率は中南米・カリブ地域平均の 74（出生 10 万対）（2017 年 UNICEF）とは大きな差があり、SDGs の目標である 70（出生 10 万対）以下と比べても依然として高い。

母子継続ケアに関し、当該国政府は、「保健医療システム強化プログラム（2015 年～2020 年）」等、コミュニティにおける母子保健サービスの質の向上を掲げる政策を掲げてきている。JICA は、過去 20 年余りにわたり母子地域保健ネットワーク強化プロジェクトを継続してきた。住民参加型のヘルスプロモーションが推進された結果、妊婦健診受診率及び施設分娩率の上昇がみられた一方で、救急産科ケアに関しては未だ課題が多い。ボリビアの出産は 88%が医療施設で行われるようになったものの、妊産婦死亡の 90%以上は出産前後に起こり、当該

国においては約 40%が医療施設で、42%が自宅で、12%が搬送中に死亡している。さらに、医療施設の中では特に高次病院（三次医療施設）に妊産婦死亡が集中している。

さらには、2019年3月には UHC の改善を目指した「国民皆保険制度（SUS：Unified Health Service）」の拡充により、患者の経済的負担は軽減した一方で、医療施設に患者が押し寄せ、特に高次医療施設のキャパシティは飽和状態となっている。その結果、サービスの質が低下し、適時適切に治療を受けることが困難となっており、治療の遅れや治療が受けられず死亡するケースも発生している。

特に人口が拡大している第一の産業都市であるサンタクルス県においても、約 60%の妊産婦死亡が医療施設で起こっており、全国平均と比べても高い。無償資金協力で建設された三次医療施設のサンタクルス総合病院（以下、「日本病院」という。）や産科を専門とするサンタクルス女性病院においても妊産婦死亡が多く報告されている状況である。サンタクルス県では今次のコロナ禍においても、病院間のリファラルが適切に機能せず医療体制の圧迫を招いている。

以上のことから、サンタクルス県における妊産婦死亡率の改善のために、母子保健サービスの適正化が必要であり、医療施設間の適切なリファラル・カウンターリファラルシステムの改善と医療従事者の救急産科ケア能力強化を行うべく協力の要請がなされた。

JICA は、本プロジェクトを二段階方式にて立ち上げるべく、基本計画を策定するための調査を実施する。

7. 業務の内容

本事業は対象地域において、県保健局の管理・指導能力の強化、救急産科におけるリファラル・カウンターリファラルシステムの強化及び医療従事者の能力強化を行うことにより、母子保健サービスの質の向上を図り、もって妊産婦・新生児の健康状態の改善に貢献するものである。しかしながら、要請された協力内容は広範囲であり、対象地域の救急産科ケアやリファラル・カウンターリファラルシステム等母子保健サービスのボトルネックを見極めたうえで協力内容を絞り込むことが必要である。そのため、本調査では、現在実施されているローカルコンサルタントによる基本情報調査結果（7月下旬提出予定）を踏まえ、母子保健関連情報を収集・整理し、より適切なプロジェクトの協力内容を検討する。

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員である JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、他の調査団員は日本よ

り遠隔にて調査に参加することを想定している。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2021年8月上旬)

- ① 本プロジェクトの背景、必要性、目的、要請内容、保健省が推進する母子保健プログラムの現状と課題について確認する。

具体的には以下のとおり。

- ア) 主要な母子保健指標の確認、整理
 - イ) ボリビア保健省の母子保健にかかる政策、計画およびガイドラインの確認 (母子保健、救急産科、リファラルシステム、プライマリーヘルスケア、ケアの質、妊産婦死亡監査、ケアの質の管理評価体制、母子保健への市民参加)
 - ウ) 過去 (20年前) から現在までの母子保健政策や戦略の変遷
- ② 現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ボリビア側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (案) (和文・英文) を作成する。
 - ③ 現地で遠隔にて行う業務・対面で行う業務を整理し、調査団内で調査計画につき協議後、必要に応じて JICA (担当部、ボリビア事務所等) とも協議する。
 - ④ 対処方針会議等に参加する。
 - ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案 (和文・英文) に関連し、担当分野について必要な情報を収集する。

(2) 現地業務期間 (2021年8月中旬～9月中旬)

- ① JICA (人間開発部、ボリビア事務所等) との打合せに参加する。
- ② 遠隔で実施可能な業務を隔離期間に開始する。
- ③ ボリビア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ④ 他の調査団員と遠隔で協議をしながら調査を進める。
- ⑤ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握、情報を整理・分析する。情報収集に際しては必要に応じて質問票も活用してインタビューを実施する。具体的は項目は以下のとおり。

ア) ボリビア国及びサンタクルス県の母子保健にかかる基礎情報を収集する。

- (a) 母子保健の予算管理・支出の状況の確認 (中央・サンタクルス県)
- (b) 保健財政 (国民皆保険制度 SUS : Unified Health Service) の状況と内容 (人口カバレッジや母子関連サービス対象範囲等)
- (c) 他の援助実施機関や NGO の支援動向および学術機関との連携状

況について（地域や活動内容）

- (d) 県内医療管理体制及び県保健局、市保健局、保健サービスネットワーク、その他保健医療に関する委員会等の役割と連携
- (e) 医療圏（保健サービスネットワーク）、医療施設数・分布（公立・私立）
- (f) 地理的・社会的特性
- (g) 死亡監査（妊産婦死亡分析委員会）の機能・役割・実際
- (h) サンタクルス県における主要な母子保健指標

イ) サンタクルス県の妊産婦死亡率改善にむけての課題を明らかにするため、高次機能医療施設での救急産科に関する情報を確認、整理する。主に、包括的緊急産科・新生児ケア（CEmONC：Comprehensive Emergency Obstetric and Newborn Care）施設における分娩状況、人材について調査する。

- (a) CEmONC 施設数、分布
- (b) CEmONC 施設の設備、提供されるサービス
- (c) CEmONC 施設における分娩のキャッチメントエリア
- (d) CEmONC 施設のリファラル範囲
- (e) CEmONC の分娩数、帝王切開数
- (f) CEmONC の妊産婦死亡数
- (g) CEmONC で起きた妊産婦死亡原因、居住地（分娩台帳または県・市保健局統計より収集）
- (h) CEmONC のスタッフ数、職種、勤務体制、分娩に関するトレーニングの有無
- (i) サンタクルス県における妊産婦死亡症例分析委員会の役割・活動及び分析結果

ウ) サンタクルス県の中から一部の調査対象地域を選び、同地域における母子保健サービスの現状と課題について確認、整理する。主に、基礎的緊急産科・新生児ケア（BEmONC：Basic Emergency Obstetric and Newborn Care）施設における分娩状況、人材を調査する。

- (a) BEmONC 施設数、分布
- (b) BEmONC 設備、提供されるサービス
- (c) BEmONC 分娩のキャッチメントエリア
- (d) BEmONC 分娩数

- (e) BEmONC スタッフ数、職種、勤務体制、分娩に関するトレーニングの有無
 - (f) 分娩の取り扱いがない母子保健サービスを提供している保健センターの数、分布、スタッフの職種と数
 - (g) 私立医療施設での分娩数、帝王切開数、妊産婦死亡数
- エ) リファラル・カウンターリファラルシステムの提供体制の確認（分娩時のリファラル及び妊婦健診によるリファラル）
- (a) サンタクルス県の救急医療サービス統合システム（SISME：Integrated System for Emergency Medical Services）の概況
 - (b) 分娩に関連したリファラルの件数
 - (c) 妊婦（分娩以外）に関連したリファラル件数
 - (d) 適切なリファラル・カウンターリファラル率
 - (e) 主なリファラルの理由
 - (f) リファラルの移動手段
 - (g) リファラル先とリファラル元となる場所
 - (h) 利用者が分娩施設を選ぶ理由
 - (i) 利用者が一次・二次施設をスキップする理由
 - (j) リファラル・カウンターリファラルシステム委員会の役割・活動の確認
- ⑥ 現地調査結果を分析し現状の課題と協力の方向性について JICA 調査団及び必要に応じて（人間開発部、ポリビア事務所等）に報告する。
- ⑦ ポリビア側関係機関に対し、調査結果を共有・説明し、PDM 案・PO 案にかかる協議を行い、ポリビア側からのコメント等を取りまとめる。
- ⑧ PDM 案、PO 案の作成に向け、担当分野について必要な情報を収集、提供する。
- ⑨ 協議議事録（M/M:Minutes of Meetings）（英文・和文）、基本合意文書（R/D: Record of Discussions）（英文）の案の作成に向け、担当分野について必要な情報を収集、提供する。
- （3） 帰国後整理期間（2021 年 9 月中旬～9 月下旬）
- ① 案件概要表（案）の更新に協力する。
 - ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 基本計画策定調査報告書（案）（和文）の担当分野に係る項目を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年9月30日までに提出。

基本計画策定調査報告書(案)(和文)の担当分野に係る項目を、電子データにて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ラパス⇒日本を標準とし、経由地はアトランタ・サンティアゴ/シドニー・サンティアゴ/ダラス・サンティアゴ/ヒューストン・サンティアゴ、またはアトランタ・リマ/ダラス・リマ/ヒューストン・リマを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年8月14日~9月17日頃を予定しています(移動日を含む)。

本業務従事者は現地調査で調査を単独で実施し、JICAの調査団員は日本より遠隔で参加することを想定しています。なお、JICAボリビア事務所の規定により、ボリビアへ入国後14日間の隔離が必要なため、隔離期間は遠隔にて業務を行っていただく想定です。なお隔離期間は変更の可能性がります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 技術参与(調整中)

エ) 母子保健(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ボリビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：ホテルの有料サービスを利用可。
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：西語⇄日本語または西語⇄英語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ第一チーム（電話 03-5226-8345）にて配布します。

- ・ 案件概要表（案）

- ② 本業務に関する案件の資料がJICA図書館や外部のウェブサイトで公開されています。

- ・ 「オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト」事業完了報告書

- https://openjicareport.jica.go.jp/987/987/987_702_12355772.html

- ・ Why Rural Women Use Or Avoid Maternal Health Services （世界銀行による調査報告書）

- <https://documents1.worldbank.org/curated/en/531221604988973837/pdf/Why-Rural-Women-Use-or-Avoid-Maternal-Health-Services-Insights-from-a-Qualitative-Study-in-Bolivia.pdf>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上